

第 号  
令和 年 月 日(所在地)(名 称)(代表者氏名) 殿\_\_\_\_\_  
国税局長

## 酒類の公正な取引に関する基準の遵守について(命令)

酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第 91 条《質問検査権》に基づき、あなた（貴社）の酒類の取引状況について調査したところ、同法第 86 条の 3 第 1 項の規定により定められた酒類の公正な取引に関する基準を遵守していないため、同法第 86 条の 3 第 4 項の規定により酒類の公正な取引の基準を遵守すべき旨を指示しましたが、これに従わず、また、下記のとおり、同法第 86 条の 4 に規定された、酒税の円滑かつ適正な転嫁が阻害され、又は阻害されるおそれがあると認めることから、適切な改善策を講じた上で、同法第 86 条の 4 の規定に基づき、令和 年 月 日までに報告することを命令します。

なお、命令に従わない場合には、同法第 98 条第 2 号の規定に基づき罰金の刑に処せられるほか、酒税法(昭和 28 年法律第 6 号)〔第 12 条第 6 号  
第 14 条第 4 号〕の「酒類業組合法第 84 条〔第 2 項  
第 3 項〕(酒税保全のための勧告又は命令) 又は第 86 条の 4 (公正な取引の基準に関する命令) の規定による命令に違反した場合」に該当し、同条の規定により、酒類の〔製造免許  
販売業免許〕を取り消すことがあります。

## 記

- 1 調査対象期間 平成・令和 年 月 日 ～ 平成・令和 年 月 日  
2 内 容 別紙のとおり

(注 1) 別紙として「酒類の取引状況等実態調査で把握した問題点等」(CC1-5739)を添付する。

(注 2) 8-2-3《申請書等の処理》8-2-3表2-4「不服申立て等について」の教示文を添付する。